

### (3) 奨学金等の支援

#### ア 初等中等教育段階における取組（文部科学省）

文部科学省は、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、以下の取組を行っている。

- ・幼稚園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図るため、入園料や保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に對し、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っている。平成26（2014）年度には、保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にするとともに、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃した。平成27（2015）年度は、市町村民税非課税世帯に当たる家庭の保護者負担軽減の拡充を行う。
- ・経済的理由により小学校・中学校への就学が困難と認められる子供の保護者に対しては、各市町村が学用品の給与などの**就学援助**を行っている。
- ・高校生等に対しては、都道府県が行う奨学金事業が確実に実施されるよう、高等学校奨学金事業交付金や高校生修学支援基金（平成27年3月まで実施）により支援しており、当該基金を利用する都道府県において所得連動返済型奨学金制度<sup>35</sup>の整備を促進している。平成26年度には、低所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金制度」を創設した。

#### イ 高等教育段階における取組（文部科学省）

文部科学省は、意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構<sup>36</sup>が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用を通じた支援を行っている。

また、平成27年度から新たに、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証などのための事業を実施する。

#### ウ 生活困窮者の子供に対する支援（厚生労働省）

厚生労働省は、生活保護世帯の子供に対する学習支援などを行っている。（子供の貧困対策については、第2部第3章第1節4「子供の貧困問題への対応」を参照。）

## 第2節 子供・若者の社会形成・社会参加支援

### 1 社会形成への参画支援

#### (1) 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進することが必要である。

##### ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では従来、小学校・中学校の社会科や高校の公民科を中心に、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育が行われている。また、消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に子供の発達段階に応じた指導が行われている。現行**学習指導要領**では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」（小学校）、「契約の重要性」（中学校）、「国民の司法参加」（小学校・中学校・高校）を新たに扱うこと

35 貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返済を猶予する制度。

36 <http://www.jasso.go.jp/>

とするなど、教育内容の充実が図られている。

文部科学省は、中学生と高校生の社会参画に係る実践力を育成するため、平成25（2013）年度から、地域の抱える具体的な課題の解決に係る体験的・実践的な学習を学校と地域が連携して行うためのプログラム開発に関する調査研究を教育委員会などに委託して行い、その成果の普及に努めているところである。

### イ 法教育（法務省）

法務省は、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方や公正な判断力、社会への参加意識を身に付けるための教育（法教育）の普及・発展のため、以下を始め様々な取組を行っている<sup>37</sup>。

- ・現行学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点から検討を行うため、法務省に設置された法教育推進協議会<sup>38</sup>において、学校における法教育の実施状況について調査している。平成26（2014）年度には普通科高等学校の調査研究を行った。
- ・これらの調査研究は、翌年度における法教育授業の一助となる教材の作成などに役立てている。平成26年度には前年度に実施した中学校における調査研究結果を踏まえ、中学生向け法教育教材を作成し、全国の中学校などに配布した。
- ・学校現場などへ法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会などに配布している。
- ・学校などの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員や児童・生徒に対して法的なものの考え方などについて説明する法教育授業を実施している（第2-2-11図）。

第2-2-11図 職員による法教育授業



### ウ 租税教育（国税庁）

国税庁は、小学生から社会人手前までの子供や若者が租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うことができるよう、**租税教育推進関係省庁等協議会**（総務省・文部科学省・国税庁で構成）や民間団体と連携しながら、以下の取組を行い、租税教育の充実に向けた環境整備や支援に努めている<sup>39</sup>。

- ・都道府県に設置された**租税教育推進協議会**（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、民間団体と連携・協力し、学校の教員を対象とした講習会の開催や、学校からの要請に基づく租税教室への講師派遣、租税教育用副教材の作成・配付、税に関する作文の募集などの実施
- ・国税庁ホームページに「**税の学習コーナー**」<sup>40</sup>を開設し、子供が自ら楽しみながら税を学習できるようクイズやゲームといったコンテンツの提供
- ・学校の教員を始め租税教育を行う指導者が利用できる電子媒体の教材である「租税教育用教材」の提供

37 <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

38 [http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou\\_houkyo\\_kyougikai\\_index.html](http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html)

39 [http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/sozei\\_kyoiku/index.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/sozei_kyoiku/index.htm)

40 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/index.htm>

## エ 金融経済教育（金融庁）

金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とすることなどにある。そのため金融庁は、以下の取組を行うことにより、金融リテラシーの向上を図っている。

- ・金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を平成26（2014）年6月に公表
- ・大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいたモデル授業を関係団体と連携して実施
- ・ADB・OECD・日本ハイレベル・グローバル・シンポジウム-金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進-を平成27（2015）年1月22、23日に東京で開催
- ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、平成26年5月から、「事前相談（予防的なガイド）」を開始
- ・家計管理や生活設計の習慣化が重要であることを理解してもらうため、「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を各財務局と共催
- ・「基礎から学べる金融ガイド」<sup>41</sup>や「最低限身に付けるべき金融リテラシー」<sup>42</sup>（第2-2-12図）を金融庁ホームページで公表し、全国の高校・高専・短大・大学にも無償で配布。また、金融庁・財務局・財務事務所から高校などへ講師を派遣

第2-2-12図 基礎から学べる金融ガイド  
最低限身に付けるべき金融リテラシー



（出典）金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>）



（出典）金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1/01.pdf>）

## オ 労働者の権利・義務に関する教育（厚生労働省）

厚生労働省は、労働関係法制度を実際に活用することができるように、労働者としての権利、義務、各種制度についての理解の促進を図るため、教育や啓発活動を推進している。

## カ 消費者教育（消費者庁、文部科学省）

近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化・高度化している。この中で、個々の消費者が豊かな生活を実現していくためには、子供の頃から経済行為の主体たる消費者としての基礎的な知識を身に付け、主体的に責任を持って意思決定を行う能力を持った消費者となることが重要である。

政府では、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」<sup>43</sup>に基づき、消費者教育を推進している。

消費者庁は、この基本方針において今後検討すべき課題とされた事項を消費者教育推進会議で検討している。また、消費者教育関連の情報を集約した消費者教育ポータルサイト<sup>44</sup>の運用などを行っている（第2-2-13図）。

文部科学省<sup>45</sup>は、学校における消費者教育の充実を目的として、教科横断的な消費者教育のカリキュラム開発や、消費者教育を担う教員のための研修、学校における外部人材の活用、地域における

41 <http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>

42 <http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1/01.pdf>

43 <http://www.caa.go.jp/information/index17.html>

44 <http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

45 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syouthisa/](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisa/)

教材開発についての実践的な調査研究を、都道府県教育委員会などに委託して行った。社会教育においては、消費者教育に係る指針を周知するとともに、多様な主体が消費者教育を推進する上での課題について意見交換などを行う「消費者教育フェスタ」を、消費者庁と連携し開催している。また、地域における連携・協働による推進体制づくりを支援するため、消費者教育アドバイザーの派遣や実証的調査研究を行っている。

#### キ 社会保障制度についての情報提供・意識啓発（厚生労働省）

医療・介護・年金・雇用などの社会保障は、国民が安心して生活をする上で必須の制度である。子供や若者が給付と負担の構造や社会保障の意義を理解し当事者意識を持って考えることができるようにすることが重要である。

厚生労働省は、有識者会議「社会保障の教育推進に関する検討会」において学校における社会保障教育の在り方について検討を行い、今後取り組むべき課題を整理した報告書を平成26（2014）年7月に公表した。また、検討会において作成した高校生向け教材を全国の高等学校に無償配布するとともに、教員向けの研修会を実施するなど、教育現場への普及・啓発活動を行っている。

#### ク 外交や防衛についての情報提供・意識啓発（外務省、防衛省）

外務省は、外交問題に関する子供や若者の理解を深めるため、以下の取組を行っている。

- ・外務省ホームページにおいて、「キッズ外務省」<sup>46</sup>を始め動画や画像を活用した理解しやすいコンテンツの制作に努めるとともに、外交をより身近に感じられるよう外務省職員のエッセイやインタビュー記事といった「生の声」を掲載
- ・外務省の仕事の内容を紹介し、省内見学を通じて外交に対する関心を高めてもらうため、外務省への訪問を希望する小中高校生を受入れ（平成26年度は、計72校の1,511名が外務省を訪問）
- ・外務省職員が全国各地の高校に赴き講演する「高校講座」（平成26年度は114校）や全国各地の大学に赴き講演を行う「外交講座」（77講座）の実施
- ・マンガによる小中学生向け外務省紹介パンフレットの作成
- ・若手外務省職員との直接的な意見交換・交流の機会を設ける外務省セミナー「学生と語る」（年2回）の実施
- ・学生を対象としたプレゼンテーション能力を競う「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」を開催

防衛省は、防衛省・自衛隊や防衛施策に関する子供や若者の理解を深めるため、以下の取組を行っている。

- ・小中高校生による部隊見学や隊内生活体験、大学生・大学院生による自衛隊生活体験ツアーを受入れ（小中高校生による部隊見学などについて平成25（2013）年度3,423件、延べ参加者数59,705人）
- ・自衛隊音楽まつりや富士総合火力演習において、小学生から大学生などを対象とした特別枠を設

#### 第2-2-13図 消費者教育ポータルサイト



（出典）消費者庁ホームページ（<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>）

46 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html>

け優先的に案内

- ・若い世代を始めとする幅広い層に親しみをもってもらえるよう、「まんがで読む防衛白書」（平成26年度は自衛隊の海外での活動をテーマに紹介）及び自衛隊の活動を紹介するアニメを作成
- ・ソーシャルメディア（Twitter・Facebook）を活用。平成25（2013）年4月からは防衛省ホームページの一部をスマートフォンでの閲覧用に最適化して提供

## (2) 子供・若者の意見表明機会の確保（内閣府、各省庁）

内閣府は、子ども・若者育成支援施策を実効性のあるものとするとともに、子供や若者が積極的に意見を述べる機会を作り、その社会参加意識を高めるため、「青少年意見募集事業」を実施している<sup>47</sup>。この事業では、インターネットを利用して、全国から募集した中学生以上30歳未満のユース特命報告員約300名に対し、特定の課題に対する意見を求めている。平成26（2014）年度は、関係府省の協力の下、「日本の大学教育」、「くるみん」、「プラチナくるみん」の広報、「子供の体力向上」及び「子供・若者の相談窓口」を課題として配信した。ユース特命報告員から寄せられた意見は、整理の上、関係府省の政策担当者に送付され、それぞれの実際の政策の企画・立案に生かされている。

また、平成26年度は、「青少年意見募集事業」の一環で、上記テーマのうち、「くるみん」、「プラチナくるみん」の広報及び「子供の体力向上」について、関係府省の施策担当者とユース特命報告員が対面で議論・意見交換を行う「ユース・ラウンド・テーブル」を開催した（第2-2-14図）。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、全国の中学生在が、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案、家庭、学校生活、社会や友達の関わりなどの発表の機会を提供する「少年の主張全国大会」を毎年開催している。平成26年度は、全国から約56万人が参加し、地方ブロックから選出された12名が全国大会で発表を行い、内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞、国立青少年教育振興機構理事長賞等が授与された。

このほか、関係府省は、インターネットを活用した意見の公募などにより、子供や若者が政策決定過程に参画する機会を確保している。

第2-2-14図 「ユース・ラウンド・テーブル」



（出典）内閣府資料

### COLUMN No.3

## 「新しい東北」の創造に向けた取組

東北地方は、震災前から、人口減少、高齢化、産業の空洞化など、現在の地域が抱える課題が顕著であった。このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、震災復興を契機として、これらの課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造すべく、取組を進めている。具体的には、幅広い担い手（企業、大学、NPOなど）による先駆的な取組を加速するための「新しい東北」先導モデル事業などを実施している。

平成26（2014）年度の「新しい東北」先導モデル事業では、地域の子供・若者を対象と

47 <http://www.youth-cao.go.jp/>

して、実践的な社会体験や人間力を養う機会を設けるなど、地域で地域の若者を育てる仕組みを構築することでまちの復興につなげていこうとする取組を支援している。

例えば、宮城県石巻市では、高校生が主体となって地域の様々な業種の大人と連携し、地域の企業のインターンシップ候補先開拓や開拓した企業の調査や訪問ヒアリング等を行い、職業観の醸成及び自身と地域の企業や産業を考える取組が行われており、平成26年11月からは宮城県内の高等学校とも連携した取組も展開されている。



また、地域リーダーとしての成長を目指し、地域の課題に対して、市内外の企業や教育関係団体と共同して解決に取り組むプログラムも行われている。

このプログラムは、高校生が地域の課題解決や復興に向けたプランを考案し、自治体や企業関係者、地域の人々に提案するものである。例えば、地元でとれる海産物を活かした若者視点による商品開発の提案や、仮設住宅にて大人と子供が交流するために若者が活用できるスペースを設け、世代間交流を促進させる提案など、高校生らしい斬新なアイデアのプレゼンテーションが行われた。

福島第一原発事故による厳しい状況に直面している福島県双葉郡8町村では、全国のモデルともなる人材育成と新たな産業の創造やコミュニティの活性化等の相乗効果を生む復興を推し進める取組が行われている。

具体的には、国立大学法人福島大学が、双葉郡内の全小中高等学校で活用するために、自分たちのふるさとの魅力を知り、今抱えている課題を解決する方法について考え、復興に向けて対外的に発信するための「ふるさと創造学」のカリキュラムづくりに着手している。また、双葉郡の子供たちが、自分たちの地域や双葉郡に新設される中高一貫校の学習内容や学校名などについて議論を行う子供未来会議を開催するとともに、双葉郡の絆づくりの場である「ふたばワールド2014inかわうち」において、外部講師を招いた模擬授業の開催と地域の取組発信と交流を目的とした「ふるさと創造学」の発表会を実施し、地域コミュニティとの連携を強めている。



岩手県一関市では、地元価値創造モデルスクール「一関×はっぴん塾」が開講した。東北学院大学で実施している「宮城はっぴん塾」を通して、人材育成や地域づくりのノウハウを習得した大学生数名が「東北ふるさとづくりパートナーズ」を立ち上げ、専門家のサポートを受けながら運営している。地域の魅力や価値を発掘し、地域ならではの事業づくりを持続的に進める体制が構築された。



## 2 社会参加の促進

### (1) ボランティアなど社会参加活動の推進（文部科学省）

学校教育では、総合的な学習の時間や特別活動において、子供の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動を始めとする社会参加活動が行われている。

青少年教育施設では、ボランティアに関する各種事業が実施され、子供や若者が社会性を育む機会が提供されている。独立行政法人国立青少年教育振興機構は、学生ボランティアを支援する大学と地域関係機関の担当者の連携協力を深めるとともに学生間の交流と学び合いの機会を提供するため、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施している。

#### COLUMN No.4

#### 公益財団法人北海道青少年育成協会 「北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業」 ～若い力で地域を活性化し、元気を生み出そう!!～

近年、地域経済の低迷や少子化の影響などにより、青年の地域活動に対する参加意識の低下が懸念されている一方、震災復興や街づくり、環境保全などのボランティアとして、社会貢献に取り組む青年も増加している。

こうした中、公益財団法人北海道青少年育成協会では、道内の青年が地域活動の実践を通じ、自らの能力の向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の担い手として成長を促すことにより、地域を活性化し、地域の元気を生み出すことを目的とした「北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業」を実施しており、その地域活動支援として、青年団体・グループ等の活動に対し、交付金支援を行っている。

#### 【平成26（2014）年度の各プロジェクト事業実績】

##### ① 「オホーツクMiNiタウンプロジェクト」

地域の子供たちが自ら企画・運営する小さな町「オホーツクMiNiタウン」において就労・納税などの町づくりを体験させ、将来の地域の担い手となる自治意識の醸成を図ることができる体験として高い評価を得ている。

##### ② 「サタデースクール」

大学生が中心となり、子供たちの学び・遊びを通じた交流を深めるため、毎週土曜日に地域の子供たちを集め、体験活動や実験教室などの企画を提供している。仲間と協力することの喜びや思いやりの心を持つことの大切さを体得させている。

##### ③ 「ふれあいアニマルランド」

動物園のない地域で、子供たちに日頃身近にいない動物と触れ合う機会を提供している。1日限りの動物園ではあるが、親子のコミュニケーションが深まるほか、幅広い年代が来場するため、住民同士の交流にもつながっている。